

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和3年10月28日(木)

【協議事項】

1 福岡県警察関係手数料条例の一部改正(案)について

(生活安全部)

警察本部から「本条例案については、6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、クロスボウの所持が許可制になることに伴い、関係する各種手数料を定めるものである。御審議をお願いする。」旨の説明があり、本件は了承された。

【報告事項】

1 令和3年度第2四半期(7～9月)における監察実施結果について

(警務部)

警察本部から「令和3年度第2四半期に、警察本部8所属及び7警察署に対して総合監察を実施した。指導事項として、警察署長事件指揮簿の記載不備があり、良好事項として、人身安全関連事案への的確な対処に向けた取組があった。また、警察署、交番等に対して計82回の随時監察を実施した結果、指摘・指導事項はなかった。」旨の報告があった。

公安委員から「総合監察と随時監察は、どの位の頻度で実施しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「総合監察については、各警察署に1年に1回、警察本部の各所属に2年に1回の頻度で実施している。随時監察については、頻度を定めることなく、必要に応じて随時実施している。」旨の説明があった。

公安委員から「指導事項にある警察署長事件指揮簿の記載不備については、どのような内容なのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察署長事件指揮簿には、事件指揮にあたり、被疑者の逃走防止等具体的な指示事項を記載しなければならないところ、一部不十分な箇所が認められたものであり、具体的に記載するように指導している。」旨の説明があった。

2 令和3年秋の勲章伝達式の実施について

(警務部)

警察本部から「令和3年秋の勲章伝達式は、11月10日、博多サンヒルズホテルにおいて実施する。今回の受章者数は89人となっており、式では、勲章の伝達や来賓祝辞等を予定している。」旨の報告があった。

3 「まっ太フォン」普及啓発イベントの開催について

(生活安全部)

警察本部から「本年9月末現在、県内のニセ電話詐欺の被害状況は認知件数・被害額ともに前年に比べ増加している現状を踏まえ、防犯機能付き電話機「まっ太フォン」の有効性を広く県民に周知するため、県警察が特別防犯支援官として委嘱した「HKT48」のメンバーを起用し、11月3日、広報啓発イベントを開催する。本イベントを通じて、「まっ太フォン」の普及促進に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、ニセ電話詐欺被害を防止していく。」旨の報告があった。

公安委員から「「まっ太フォン」はニセ電話詐欺対策として有効であることから、その普及が一層推進するよう、創意工夫を凝らした広報啓発活動をお願いする。」旨の発

言があり、警察本部から「本イベントにおいては、被害に遭いやすい高齢者だけではなく、その子供や孫世代など幅広い世代への周知を図るため、「HKT48」のメンバーによるトークイベントやラジオ放送を実施するとともに、イベント会場において「まっ太フォン」のデモンストレーションや広報啓発チラシを配布するなど効果的な広報啓発活動を行っていく。」旨の説明があった。

4 大麻乱用少年の現状及び防止対策について

(生活安全部)

警察本部から「少年の大麻事犯に係る検挙人員は、近年、増加傾向にあり、去年は過去最多の62人を検挙し、本年9月末時点は54人と昨年を上回るペースで推移している。検挙事例としては、昨年9月、無免許運転で逮捕した高校生が大麻を所持していたことから、捜査を行った結果、高校生を含む密売グループ等8人の検挙に至ったものなどがある。今後の対策としては、乱用少年の取締り並びに突上げ捜査による供給減の根絶、学校等の関係機関と連携した啓発活動の推進及び少年用大麻再乱用防止プログラムの効果的活用を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「大麻事犯被疑者全体に占める少年の割合はどの位か。」旨の発言があり、警察本部から「昨年中の大麻事犯被疑者全体に占める少年の割合は約2割であるが、20歳代以下の若年層が占める割合が約7割となっており、本年9月末現在は更にその割合が高くなっている。」旨の発言があった。

公安委員から「大麻で検挙された少年の学職別の特徴はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本年9月末現在、大麻事犯で検挙された少年のうち、有職少年が約6割を占めている。有職少年を含めた大麻乱用少年に対しては、現在、「少年用大麻再乱用防止プログラム」による再非行防止を図っている。同プログラムは、薬物依存の専門家の協力を得て作成した全国初の少年用大麻再乱用防止ワークブックを活用し、少年自身が乱用当時の生活等を振り返りながら、乱用の原因を自ら考え、再乱用しないための対処方法を学ばせるものである。」旨の説明があった。

公安委員から「昨年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校における薬物乱用防止教室などの機会が減少していると思うが、コロナ禍においてはどのような対策を行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「リモート形式など感染防止対策に配慮した上での薬物乱用防止教室の開催をはじめ、少年サポートセンター職員による薬物乱用防止講演の動画や少年警察学生サポーターが主体となって作成した啓発動画を、県警察ホームページ及び公式YouTubeを通じて配信し、学校での活用を推進するなどコロナ禍に配慮した啓発活動を実施している。」旨の発言があった。

5 指名手配被疑者捜査強化月間の実施について

(刑事部)

警察本部から「11月1日から同月30日までの間、指名手配被疑者捜査強化月間を実施する。期間中は、ポスターの掲示や県警察ホームページ、マスメディア、SNS等を活用した各種広報活動を幅広く行うほか、宿泊施設、事業所寮等に対する捜査等を推進する。」旨の報告があった。

公安委員から「今年の月間実績はどの位か。指名手配被疑者の検挙は、県民の理解と協力が不可欠であることから、効果的な広報啓発活動をお願いします。」旨の発言があり、警察本部から「今年の月間実績は、指名手配被疑者48人を検挙しており、そのうち福岡県警察指定重要指名手配被疑者は2人である。本月間においては、効果的な広報啓発活動に努め、指名手配被疑者の早期検挙を図っていく。」旨の説明があった。